

鹿沼市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成31年3月25日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫武男

1 監査の対象及び期日

- (1) 市民部（監査期日：平成30年12月21日）
生活課、市民活動支援課、市民課、人権推進課、保険年金課
- (2) 農業委員会事務局（監査期日：平成30年12月21日）
- (3) 環境部（監査期日：平成30年12月26日）
環境課、廃棄物対策課、下水道課、下水道施設課
- (4) 水道部（監査期日：平成30年12月26日）
水道業務課、水道施設課
- (5) 議会事務局（議事課）（監査期日：平成31年1月25日）
- (6) 選挙管理委員会事務局（監査期日：平成31年1月25日）
- (7) 総務部（監査期日：平成31年1月28日）
総務課、企画課、鹿沼営業戦略課、秘書課、人事課、情報管理課、水資源対策課、危機管理課）
- (8) 消防本部（監査期日：平成31年1月28日）
消防総務課、予防課、地域消防課、警防救急課、通信指令課

2 監査の範囲

平成30年度における事務事業の執行状況及び文書、備品等の保管・整備状況

3 監査の方法

監査にあたっては、対象部門において執行した事務事業に対する資料の提出を求め、資料をあらかじめ検討するとともに、関係諸帳簿との照合・確認を行い、さらに担当課長等から説明を聴取し、適正かつ効率的な事務処理がなされているかどうか主眼をおいて実施した。

4 監査の結果

事務の執行状況及び予算の執行状況並びに文書、備品等の保管・整備状況について監査し、全般的におおむね適正であると認められた。なお、事務上の軽微な事項については、監査の際に指導をしたので記述は省略する。

5 指摘事項及び意見

指摘すべき事項はなかった。